

各務原市立学校教職員不祥事防止委員会設置要綱

(令和8年5月28日教育長決裁)

(設置)

第1条 各務原市立学校の教職員の不祥事防止について、関係者から幅広く意見を聴取するため、各務原市立学校教職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 委員会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 服務規律の確保のための施策に関する事項
- (2) 教職員に対する不祥事の防止に係る広報啓発に関する事項
- (3) 不祥事の防止策等に関する事項
- (4) 不祥事を未然に防止するためのメンタルヘルス対策の実施に関する事項
- (5) その他各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる5人以内の構成員をもって組織する。

- (1) 教育委員会委員 1人
- (2) 各務原市小中学校長会会員 2人
- (3) 保護者を代表する者 1人
- (4) 各務原市総務部人事課長

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、一の年度につき2回教育委員会が招集する。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に招集することができる。

2 会議の進行は、構成員の互選により定める会長が行うものとする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。